

食品表示基準骨格イメージ(案)【11月6日第26回食品表示部会提出資料より】

－現行58本の基準を1本に統合－

食品関連事業者等 食品	一般消費者に販売される形態の食品を扱う事業者	業務用食品を扱う事業者	食品関連事業者以外の販売者	基準に定める内容
I 加工食品	①	②	③	左の9つの区分について以下の内容を定める。 1. 表示事項 (1)横断的事項 (2)個別的事項
II 生鮮食品	④	⑤	⑥	2. 表示方法 (1)横断的事項の表示方法 (2)個別的事項の表示方法
III 添加物 (販売の用に供される場合)	⑦	⑧	⑨	3. 表示レイアウト、文字の大きさ、表示禁止事項、表示責任者の努力義務等